

# ネットワーク・きゅうしゅう Network Kyushu

2013,3,9

第44号

CONTACTADDRESS:c/oMinoshimaPastralCenter

2-5-31,Minoshima,Hakata-ku,Fukuoka#812-0017

発行:移住労働者と共に生きるネットワーク・九州

連絡先:〒812-0017 福岡市博多区美野島 2-5-31 美野島司牧センター内

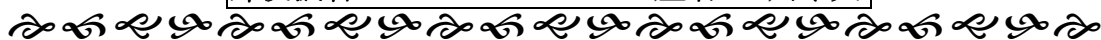
TEL:090-8838-8595 FAX:093-293-3516 岩本

E-Mail:[BRB05210@nifty.ne.jp](mailto:BRB05210@nifty.ne.jp) 岩本

ホームページアドレス:<http://www.nw-kyushu.sakura.ne.jp/>

ホームページのアドレスが変わりました。

郵便振替:01750-4-46468 口座名:九州ネット



## CONTENTS 目次 もくじ CONTENIDO

- 福岡市教育委員会の「外国につながる子どもたち」への支援について ..... P 2
- 外国につながる子どもたちへの家庭教師派遣事業を始めました ..... P 3
- フィリピン農業実習生 E さんへの謝罪を求めて ..... P 4
- 大村入国管理センターへの質問と回答の報告 ..... P 6
- 外国人生活保護受給者への国民年金保険料法定免除除外の問題 ..... P 15
- 全国ネットワークからの報告 ..... P 19

## 福岡市教育委員会の「外国につながる子どもたち」への支援

アジアに生きる会・ふくおか 井上 幸雄

### 1、福岡市におけるこれまでの取り組み

福岡市教育委員会においては、従来から外国につながる子どもたちへの教育支援として、日本語の理解が不十分な子供への日本語指導員派遣事業(最大 66 時間)外国からの子供が多い学校への県費の日本語指導担当教員(加配) = ワールドルーム設置を主な取り組みとして行っていた。

### 2、最近の取り組み状況

ここ数年においては、文部科学省の積極的な取り組み(外国人児童生徒受け入れの手引の作成等)もあり、福岡市教育委員会においても、外国につながる子どもたちへの教育施策において、次のような大きな前進があった。

#### (1) 日本語指導担当教員の増

2009 年においては、小学校5校で5名、中学校2校で2名の計7名であった日本語教育加配教員が、2010 年度に、一挙に 21 名(小学校 10 校、中学校4校)へ増加され、2012 年度は小学校 11 校、中学校3校で 22 名となっている。これにより、各学校における指導の充実が図られると同時に、日本語指導教育研究会(教育委員会から交付金を得る教科等研究会)や、日本語教員設置校連絡会の活動が活発化されてきた。

#### (2) 教育センターでの取り組みの進展

##### ア 日本語指導にかかる長期研修員の配置

今年度から、教育センター長期研修員(籍は学校に置きながら、1年間教育センター内で調査・研究にあたる教員)のうちの1名が、外国からの子どもへの日本語指導の調査・研究担当として配置された。研究テーマは「『日本語能力』の育成に向けた日本語指導の在り方—実態調査・事例研究に基づく『初期指導ガイド』の開発を通して—」となっており、その成果が期待される。

##### イ 東京学芸大・国際教育センターとの協定締結

「JSL(第二言語としての日本語)カリキュラム」に関する教員研修プログラムの開発について、東京学芸大学(国際教育センター)と東京都墨田区との3者で協働開発することとなり、2012 年 8月 29 日調印式が行われた。このことに関連して、東京学芸大学において行われる JSL 研修に、教育センターから指導主事と長期研修員、日本語指導担当教員の3名が年3回参加し、研修プログラムの開発が行われている。

##### ウ 教育センター「日本語担当指導教員研修」開始

「教科指導に資する言語能力を高める指導力を要請する教員研修プログラム」の一環として、東京学芸大学の吉谷教授を中心とした講師陣により、(1)の加配教員を主たる対象として3回実

施された。この研修会はオープンなものとなっていて、日本語の派遣指導員や地域での子どもたちへの指導に関わっている方の参加もあった。このことにより、日本語指導に関わる人々の資質が高められ、外国につながる子どもたちへの手厚い指導が期待される。

### 3、今後の課題

外国につながる子どもたちの教育に関しては、上記のような進展が見られ成果が期待される。しかし、いじめの問題、来日した子どもたちへの日本語指導時間の絶対的な不足、派遣されている日本語指導員への研修(かつては行われていたが現在は行われていない)、日本語指導を必要とする児童生徒の担任教員への研修など、問題は山積している。

.....

## 外国につながる子どもたちへの家庭教師派遣事業を始めました

アジアに生きる会・ふくおか 井上 幸雄

### 1、いきさつ

ネットワーク・九州のニューズレター36号で報告した、認知・国籍取得により在留が認められたフィリピンからの少年が、2010年末に来日した。全く日本語の分からない状態での学校生活は大変だろうということで翌年の春から、アジアに生きる会ではボランティアを募り、このA君の日本語指導と教科の学習指導を始めた。このことを聞きつけたA君の母親の友人から「自分の子どもも勉強を見て欲しい」との依頼があり、結果として2人が加わり、3人の子どもたちの学習教室が始まった。1年後、利用していたアジアに生きる会の部屋が利用できないこととなり、また、最初のA君が中学生になり一定の日本語能力も獲得したと考えられたので、いったん学習教室を閉じることにした。

### 2、A君の追加指導

ところが昨年秋にA君の母親に彼の状況を聞くと「英語以外の主要教科はオール1で、体育や美術、音楽なども2か3なの・・」ということであった。彼はクラブ活動はサッカー部で、当時レギュラーメンバーで、美術も絵画コンクールで入賞するなど得意だったので意外であった。

やはり日本語の能力、特に「学習言語」の能力に問題があると考えられた。このため再度ボランティアを募り、看護科一年生の大学生が参加してくれることになった。指導の内容は、まずは読書に興味を持ってもらうことを目指して、易しい読み物、具体的には50巻シリーズの「まんが日本昔話」を音読していくことから始め、徐々にショートショートの小説へとつなげていく方向で取り組んでいる。4回目まで井上がサポートにつき、以後は大学生に任せている。これまでの4回は家庭科の勉強も兼ねて、勉強が終わった後に「調理実習」として、一緒に夕食を作った。

### 3、B君の指導

昨年の10月に、知り合いのフィリピン人夫妻が9歳になる長男を日本に呼び寄せた。福岡市の

学校での日本語指導は不十分であることが分かっているため、A 君の場合と同様に家庭教師派遣による日本語指導を行うこととした。指導するボランティアは、A 君の指導をしてくれている学生の友人で、現在までに3回勉強会をした。

B 君は、まだ五十音を読み書きできないので「ひろさんのたのしいにほんご」を使い学習している。両親もほとんどB君と同様の状態なので、親子3人に対する学習会になっている。B君の学校の担任はとても誠実な先生で、私たちが勉強をしているところまで訪ねてくれ、いろいろと情報交換をすることができた。

#### 4、今後の展望

外国につながる子どもたち、とりわけ外国で育ち学齢期になって来日した子どもたちへの学習支援は極めて脆弱と言わざるを得ない。その結果不登校となったり、「問題行動」(本当は正常な行動)を起こす子どもも少なくない。アジアに生きる会としては、これまでの DV 問題や JFC 問題と同様に、外国につながる子どもたちへの支援の活動を広げていきたい。

.....

### フィリピン農業実習生 E さんへの謝罪を求めて

外国人実習生権利ネットワーク・北九州 矢野 隆志

42 号「技能実習生の残業代不払い問題の取り組み」で報告したことの続報です。

「私がボスだ」「私と K とは従弟であることを知ってるか」「お前はいくら欲しいのか。20 万か 30 万か。金を返せ」。昨年 4 月 2 日、3 年間の実習を終えフィリピンへの帰国を前に寮へ押しかけてきた「T グループ」の社長が E さんへ浴びせかけた言葉です。E さんは恐怖におののき号泣しながら私たちのところへ電話をかけてきました。

4 月 5 日帰国の日、私たちは E さんに「あなたが残業代を払ってくださいと声を上げたことは間違っていない。」「4 月 2 日の行為を社長に謝っていただく」ということを約束しました。

T グループとは、福岡県南部で小松菜・ほうれん草など葉物野菜のハウス栽培をする生産者が 2002 年に立ち上げ、大手スーパーや外食チェーンを取引先として販路を拡大し、08 年販売会社(株)T を設立しました。販路の拡大により外国人研修生を受け入れ、28 名のフィリピン人(2012 年 4 月現在)を各生産者(農家)が雇っていて、彼女たちは T 社の社長が所有する寮で生活しています。

E さんは 09 年 4 月、フィリピンより外国人研修・実習制度のもと農業研修生として来日し、夏の酷暑、冬の寒さの中で不平も言わず T グループ傘下の K 農園で働いていました。しかし、彼女の胸の中にはずっと疑問がありました。

1 年間の研修が終わり、実習生になって K 農家と雇用契約書を交わしました。雇用契約書には、1 日の労働時間 7 時間、年間休日 53 日、年次有給休暇 6 か月勤務した場合 10 日、残業代 25%と書かれていました。彼女は毎日の労働時間を克明に記録していました。3 年間の研

修・実習が終わろうとしているのに残業代は 1 円も支払われません。思い余って JITCO(国際研修機構)の相談窓口到手紙を書きました。JITCO からの返事は、受け入れ機関に相談するようにとのことでした。彼女は受入機関(協同組合)に相談し、その結果 K 農園から残業代が支払われることになりました。一人当たり 10 数万円、彼女は病気で 2 日休んだということで 2 万円引かれていました。E さんは 3 年間の残業代はそんな金額ではないとサインを拒否しました。そのことに対し、K 農園は「納得できないのであればフィリピンへ帰れ。歩いて帰れ」「まだ揉めるつもりなら明日から仕事はさせん」と怒鳴りました。彼女は泣きながらサインをしました。

「それでも納得できない」。E さんは毎週通っているカトリック教会の神父さんに相談しました。神父さんを通じて私たちがその問題を知ったのが昨年 1 月でした。E さんの帰国まで 3 か月足らず、私たちはすぐさま E さんに会うため教会へ行きました。そこで偶然にも岩本さんが旧知のフィリピン人の T さんに出会い、快くタガログ語の通訳をしていただけのことになりました。

通訳の T さんを交え彼女の置かれている状況や彼女の思いを正しく理解することができ、時間はないが全力で取り組もうということになりました。まずはユニオン北九州に加入してもらい、残業代の計算をはじめ団体交渉の準備をし、強制帰国への対応など万全の態勢を整え 3 月 3 日に K 農園へ出向きました。「残業代は払った。何が問題なのか。E の話だけ聞いてきたのだからこちらにも言い分がある」。K 農園は憮然とした態度に終始しましたが、協同組合を間に入れて団体交渉を受けることを約束させました。

3 月 30 日、協同組合を交えた団体交渉で、残業代、有給休暇、帰国日時などについて合意が成立しました。一件落着、肩の荷を下ろしかけたところに「合意」を破壊しようとした T 社・社長の 4 月 2 日の事態が起きたのです。

私たちは E さんとの約束、正当な要求を強権で押しつづす社長らに、事実の確認と謝罪を求めて 2 度 T 社を訪問しました。最初は社長不在を理由に無視、2 度目は警察を呼んで申し入れを拒否してきました。申し入れ書も 3 度にわたって郵送し、7 月になって回答が来ました。「人権侵害行為は行っていない。文句があるなら裁判をやれ」というものでした。9 月には、T 社から依頼を受けたという弁護士から「人権侵害といえるような行為は行っていない。話し合いをするつもりはない」という回答。11 月には、「社長は親身に実習生たちの世話をしている。生産者の皆さんは法に基づいた待遇をしていると思う」「社長は口が悪い者なので不快に思ったならばお詫びするが、研修生は皆知っている」「(これ以上)話し合いも、(文書)のやり取りもしない」との「最終回答」を送ってきました。

問題は、生産規模を拡大するためには人を雇わなければならない。しかし日本人は来ない。そこで不平を言わない外国人をいれる。「おかしい」と声を上げれば強制帰国や恫喝でその声を押しつづす。「善良な経営者を悪魔に変える」のがこの制度です。2010 年、現代の奴隷制度との

批判を受け入管法が改定され労働基準法などが適用されるようになりました。しかし、T グループ傘下の農家で働く外国人実習生たちは「法に基づく待遇」を受けているのでしょうか。そうであればEさんは声を上げなかったはずです。

もう一つ気がかりなことがあります。K 農園への最初の行動の時、協同組合は飛んできました。団体交渉にも当事者として参加しました。4月2日の件で協同組合にも申し入れをしました。協同組合からの回答は「Tとは契約が切れる。窓口にはならない」というものでした。

2011年の移住連の省庁交渉で「農業実習生」について取り上げられています。「最近労基法を盾に、労働時間は適用除外で良いとする農業技能実習生の受け入れ団体が非常に増えています。農水省の留意事項を守って労基法を適用している監理団体から逆差別との反発もあり、切り下げも出てきている」という箇所です。農林事業については、労基法の中で労働時間、休日、休憩の適用が除外されています。今回の件でK農園が逃げられなかったのは雇用契約書に残業代が明記されていたからです。T社は「適用除外」を悪用する方向に舵を切ったのではないかと思うのです。私たちは今後もT社に対し抗議をしていくつもりです。

.....

## 大村入国管理センターへの質問と回答の報告

今年度も2012年12月10日に大村入国管理センターとの意見交換会を行いました。今年は参加者が過去最高の23名となりましたが、施設の見学と意見交換会、収容者との面会と午後いっぱい時間を使って行いました。

### 1、収容施設及び被収容者の状況

#### ① 現時点(2012年10月末)での収容定員と収容人員

- ・国籍別被収容者数 世代別 (10代、20代 30代 40代 50代以上)
- ・九州外の入国管理センターなどから移送されてきた被収容者の割合を教えてください。

#### 《昨年(2011年)の回答》

- ・収容定員 800名
- ・11年10月末現在の収容人員 22名(全員男性)
  - 九州以外からの移送者 50%(広島、高松など 中四国地方からの分も含む)
- ・国籍別内訳
  - 中国 3名 パキスタン 3名 フィリピン 3名 韓国 2名 トルコ 2名
  - その他各1名が計9名(イラン、ケニア、ナイジェリア、カメルーン、アメリカ バングラデシュ、ペルー、ドミニカ)
- ・年代別 10歳代0名 20歳代7名 30歳代5名 40歳代8名 50歳代以上2名

### 《今年の回答》

- ・収容定員 800名(実行収容定員は男子区100名)
- ・12年10月末現在の収容人員 26名(全員男性)  
九州以外からの移送者 61.5% (九州内は刑務所や警察からが多い)
- ・国籍別内訳 全員男性  
ネパール6名 イラン5名 パキスタン3名 ペルー2名 カメルーン2名  
その他各1名が計8名(中国、インドネシア、トルコ、ロシア、ナイジェリア、キューバ、ドミニカ、セントルシア)
- ・年代別 10歳代0名 20歳代7名 30歳代7名 40歳代9名 50歳代以上3名

### ② 2012年の平均収容期間と長期収容期間について教えてください。

#### 《昨年の回答》

- ・平均収容期間 53.1日(2010年の平均収容期間)
- ・長期収容期間 約2年(2011年9月末現在)

#### 《今年 of 回答》

- ・平均収容期間 59.01日(2011年の平均収容期間)
- ・最長期収容期間 2年9ヶ月(2012年10月末現在)

### ③ 現時点(2012年10月末)で6ヶ月以上の長期収容者の人数について教えてください。

《昨年の回答》6ヵ月以上 9名

《今年 of 回答》6ヶ月以上 21名

### ④ 2011年と2012年1月～10月の収容施設内での被収容者の自殺未遂(自傷行為)の件数は何件ですか。

#### 《昨年の回答》

- ・2010年 自殺未遂 1件 自傷行為 1件
- ・2011年1月～9月 自殺未遂0件 自傷行為 0件

#### 《今年 of 回答》

2011年、2012年1月～10月は、自殺未遂、自傷行為のいずれもなし

### ⑤ 2011年と2012年1月～10月の期間中に仮放免が認められた人数とその主な事由別(帰国準備、病気療養、行政訴訟係争中、難民認定関係、その他)の内訳人数を教えてください。

#### 《昨年の回答》

- ・2010年 10件許可
  - ・2011年1月～9月まで 10件
- 諸般の理由を考慮して仮放免しているので、個別の理由は答えられない

### 《今年の回答》

・2011年 14件

・2012年1月～10月 10件

諸般の事情を総合的に考慮して判断しているので、許可に至った理由は答えられない。

- ⑥ 仮放免については諸般の理由を考慮して決定しているとのことですが、次の事由うち考慮される事由として含まれないものは、どれですか。

ア)オーバーステイ期間の長さ、イ)本人の犯罪歴、ウ)保証人の状況、エ)本人の国籍、オ)本人の健康状況、カ)センターでの態度、キ)本人の帰国意志、ク)婚姻・婚約の状況、ケ)親族の在日状況、コ)本人や親族の資産状況、サ)大村入国管理センターのこれまでの仮放免決定の前例、シ)センター施設の状況、キ)センターのスタッフ人員の状況、ク)本人の仮放免申請の意志、

上記の事由以外に考慮する事由は何ですか。また、決定に際して考慮する事由のうちの上位3つをあげて下さい。

### 《今年の回答》

諸般の事情を総合的に判断しており、事由は個々により相違するため回答は控える。

- ⑦ 国費送還者は2011年及び2012年1月～10月の期間中に何名いましたか。

### 《昨年の回答》

・2010年 11名

・2011年1月～9月 9名

### 《今年の回答》

・2011年 13名

・2012年1月～10月 6名

- ⑧ 被収容者からの苦情申し立ては、2011年及び2012年1月～10月の期間中に何件ありましたか。その苦情の内容の主なものは何ですか。2008年から3年続けて0件になっています。苦情申し立てが出来ることを、どのように周知徹底していますか。

### 《昨年の回答》

・2010年及び11年9月まで該当者なし

案内版を設置するなどして、周知徹底するように配慮しています。

### 《今年の回答》

・2011年 0件

・2012年1月～10月 1件(自らの申し出に対する入国警備官への不満を訴えた件)

案内板での掲示、各居室に備え付けの収容生活のガイドラインで周知している。日本語含め8ヶ国語で作成。

- ⑨ 2011年及び2012年1月～10月の期間中に収容者の中で宗教上の行事を希望した者は何名いましたか。



《昨年の回答》

- ・2010年 延べ21名 ・個別4件 ・集団4件
- ・2011年1月～9月 延べ40名 ・個別1件 ・集団9件

《今年の回答》

- ・2011年 延べ65名
- ・2012年1月～10月 延べ177名(2012年はラマダン期間中3名が実施を希望し、給食の支給時間を変更した)

- ⑩ 記録の残っている限りで、2012年10月までの間に性的マイノリティで特別な処遇をした実人数をお答えください。そのうち人身売買被害者であつた者の人数をお答えください。

《今年の回答》

該当事例なし

- ⑪ 2010年及び2011年1月～9月の期間中に収容者の中に男性の人身売買被害者は何名いましたか。いる場合は、その人数と国籍を教えてください。

《昨年の回答》

- ・2010年及び11年9月まで該当者なし

(注)人身取引被害者ではないが、質疑の中で、2010年性的マイノリティの被収容者一人がいたことがあり、その場合、他被収容外国人と別の棟の収容室(8-10人の部屋)に一人で収容する配慮がなされた、

《今年の回答》

該当事例なし

- ⑫ 2012年10月末時点で、大村入国管理センターの被収容者の中に刑事罰を受け受刑後に収容されている外国人は何人いましたか。また、6ヶ月以上の長期収容されている者のうち何人いましたか。

《昨年の回答》

- ・2010年 13名 うち6か月以上 5名
- ・2011年1月～9月末時点では9名 6か月以上 6名

《今年の回答》

- ・2012年1月～10月時点では10名 うち6ヶ月以上7名  
(2011年、及びうち6ヶ月以上 については回答されず)

- ⑬ 2009年7月に改定入管難民認定法が成立して以降、各地の収容施設で被収容者を対象に新に提案箱が設置されていますが、2010年10月25日以降の提案による改善処置は何かありましたか。

## 《昨年の回答》

改善措置2件 検討中1件

2010年10月25日の入国管理局のホームページで公表されているが、大村入国管理センターについては、①収容所内に設置された公衆電話の音声聞き取りにくい。→業者による工事により改善。②単独室(被収容者を一時隔離するための部屋)のトイレが室外からトイレ使用者の状況が見える → 衝立等の設置工事を実施し、改善。③イスラム教徒の被収容者へのハラールフード(イスラム法で許された食べ物)についての十分な理解に立って、その提供を検討すること。→ハラールフードは、現時点ではコスト面で実施が困難であり、継続して検討する。

## 《今年の回答》

提案箱に投函されている内容は、西日本地区入国者収容所等視察委員会が箱を開け、中身を確認している。その内容を踏まえ当所に意見を提出する。2010年10月以降の同委員会からの当所に対しての意見については、法務省ホームページに掲載の通り。その中で現在までに改善措置をとったものは、①被収容者の避難誘導のための誘導灯の配備 ②非常災害時の対応、施設内のルール、各種申請の方法などについて記載された収容生活のガイドラインを各居室に配備 ③シャワー中のプライバシー保護のため、シャワー室入口カーテンを設置 ④診療時の通訳は三者間通話機・ハンズフリーフォンを設置し、医療用語が理解できる通訳を確保

## 2、職員体制について

① 2012年度の大村入国管理センターの職員定員は何人ですか。2012年度は前年度に比べて、どの分野にどのくらい増員がなされましたか。

《昨年の回答》 ・2011年度 49名 5名の減少

《今年の回答》 ・2012年度 49人 増減なし

② 新聞報道(2012年9月23日 読売新聞)によれば、「大村センターの13年度の維持運用経費については、今年度(1億5000万円)比で半減するとして13年度予算案の概算要求に盛り込んだ。」とされていますが、2013年度予算が2012年度予算より半減する場合、大村入国管理センターの2013年度の職員数はどのくらいになる見込みですか、

《今年の回答》 不明(本省で検討中)

③ 2011年及び2012年1月～10月の入管センターの一人当たりの月平均残業時間はどのくらいですか。

《昨年の回答》

・2010年は8時間

・2011年1月～9月は7時間

《今年の回答》

・2011年 約 7.3 時間                      ・2012年 1月～10月 約 6.9 時間

3、医療スタッフ及び医療ケアについて

- ① 2012 年度の大村入国管理センターでの医療スタッフ(医師、看護師、薬剤師、その他)の内訳を、昨年の回答と比べて人数など、訪問日に変化しているところがあれば教えてください。

《昨年の回答》

・昨年と同じ(常勤医師・内科医1名 歯科医師 火曜日と金曜日の週2回 看護師2名)  
但し、歯科医師による診療回数は、受診者の減少がみられることから週2回から週1回に減少した。

《今年の回答》

・昨年と同じ(常勤医師が1名、非常勤歯科医1名、看護師2名)

- ② 2011年及び2012年1月～10月の期間中に、長期被収容者の中で精神を病んでいる被収容者のケアについてお聞きます。メンタルケアの専門家によるカウンセリングは昨年の回答に比べて変化していますか。また投薬をしていますか。

《昨年の回答》

・昨年と同じ。投薬処方している。

《今年の回答》

・昨年と同じ。医師の診断で投薬が必要な人には処方している。

- ③ 2011年及び2012年1月～10月の期間中にメンタルケアの専門家によるカウンセリングの述べ件数及び一人当たりの平均回数を教えてください。

《昨年の回答》

・2010年 延べ 100 件  
・2011年 1月～9月 延べ 83 件

《今年の回答》

・2011年 延べ 107 件  
・2012年 1月～10月 延べ 116 件  
・一人当たり平均の統計はない。複数回の者もあり、受けない者もいる。

- ④ 2011年及び2012年1月～10月の期間中にメンタルケアの専門家によるカウンセリングの際に、通訳がついたケースは何件ありましたか。

《昨年の回答》 ・2010年 4 件

《今年の回答》 ・当該期間中の通訳の事例なし

- ⑤ 2011年に被収容者から外部の医療機関での受診・検査の希望は何件ありましたか。またそ

の内、外部の医療機関に受診・検査が認められたのは何件ですか。具体的に何かの診察を受けましたか。

《昨年の回答》

・2010年 21件 外部で受診（内科 13件 整形外科8件 泌尿器科 2件 耳鼻咽喉科1件 眼科1件）すべて官費、希望の有無は取っていない。

《今年の回答》

・2011年 24件 外部で受診（内科 4件、整形外科 4件、循環器科 2件、耳鼻咽喉科 2件、眼科 7件、放射線科、歯科、泌尿器科、口腔外科、救急外来は各 1件）希望の有無は統計はない。

⑥ 2012年に常勤医師に診察された被収容者のうち、通訳がついて診察が行われたケースは何件ありましたか。

《昨年の回答》 不明

《今年の回答》 2012年 1件

⑦ 被収容者の治療の際に施設内に常備されている薬はどのくらいの種類の病気に対応できる薬が常備されていますか。また、年間どのくらいの薬が使用されていますか。また昨年の回答と比べて変化しているものがありましたらお答えください。

《昨年の回答》

・常備薬 200種 市販薬 11種あり  
・内科・外科・整形外科・泌尿器科・耳鼻科の医院が対応できる同等の薬を用意している。  
・使用実績は、処方 19988個 市販 1787個

《今年の回答》

・内科・外科・整形外科・泌尿器科・耳鼻咽喉科の医院が対応できる同等の薬を常備  
・常備薬（医師処方）200種 市販薬（警備室保管）11種あり  
・使用実績は、処方薬 27791個 市販薬 2543個

⑧ 昨年の回答においても常備薬、市販薬については一種類を常備しているとのことでしたが、精神安定剤、睡眠導入剤、鎮痛剤別について変更はありましたか。

《昨年の回答》

鎮痛剤のセデス1種類で、精神安定剤や睡眠導入剤は常備していない。

1日最大9錠 服用機関と累積錠数の統計を取っていない。

《今年の回答》

・精神安定剤、睡眠導入剤は常備なし。鎮痛薬はセデス 1種類のみ。セデスは一日最大 9錠。服用期間と累積錠数の統計はない。

- ⑨ 施設内に設置されているレントゲンは、2011年と2012年1月～10月までに何人の被収容者に使用されましたか。

《昨年の回答》

- ・2010年 149件
- ・2011年1月～9月 82件

《今年の回答》

- ・2011年 115件
- ・2012年1月～10月 130件

#### 4、被収容者の処遇について

- ① 平成23年度の予算決算と被収容者一人当たりのコストが公表されています。大村入国管理センターの24年度予算の内訳(庁舎維持管理費、光熱水料、ガードマン委託費、被収容者食糧費)と一人当たりのコスト及び平成25年度概算要求における内訳をお答え下さい。

《昨年の回答》

経費は、食料・医療・クリーニング・光熱水道費・冷暖房・配膳・清掃・ごみ処理・護送・警備・人件費など多岐にわたり算出が困難である。

《今年の回答》

24年度予算内訳は、庁舎維持管理費7200万円、光熱水料3700万円、ガードマン委託費3700万円、被収容者食糧費500万円で、一人当たりのコストは算出できない。

25年度概算要求内訳は庁舎維持管理費4300万円、光熱水料1600万円、ガードマン委託費1500万円、被収容者食糧費1300万円。

- ② 9月25日の新聞報道では「法務省は・・・大村入国管理センターなど3施設について2013年度以降、廃止や統合を含めて体制を縮小する方針を決めた。」とあり、また10月25日の新聞報道では、財務省は大村入国管理センターについて「他用途への転用を含めて適切なあり方を早急に検討し、結論を出すべきだ」としているとのことですが、現在までにどのような方向で検討されていますか。

《今年の回答》

近年の被収容者数減少を踏まえ、効率的な運用の観点から他用途への転用も含めた三センターの収容体制の見直しが図られることになっているが、具体的見直し案については法務省で検討中。

- ③ 2012年になり、喫煙者用棟と非喫煙者棟に分離されていますが、それぞれの棟の平均収容人数は何人ですか。また、それぞれの棟での11月末の被収容者数は何人ですか。

《今年の回答》

11 月末の収容者数は、喫煙者用区域 7 人、非喫煙者用区域 18 人。入所時に喫煙棟、非喫煙棟の希望を確認しており、途中からの変更は可能。平均利用者数統計は出していない。

**④ 2011 年の1部屋の定員及び1部屋の平均収容人員数は何人程度ですか。**

《**昨年の回答**》 ・10 人部屋に対し4～5名 1人部屋は無い

《**今年の回答**》 ・昨年と同じで、10 人部屋に対し 4～5 名 1 人部屋は無い

**⑤ 運動時間、入浴、衣類の洗濯について。昨年の回答と比べて変化したところがありますか。変化しているものをお答えください。**

《**昨年の回答**》

昨年は、2010 年6月に入浴(シャワー、毎日)時間を 13 時～16 時 30 分に拡大した。

(従来は 14 時～16 時)と回答したが、2011 年は洗濯機と乾燥機を各1台追加設置した以外は変化なし。

《**今年の回答**》

戸外運動はこれまで移動時間を含めて 1 時間、実質 45 分としてきたが、6 月 1 日から移動時間を含まず実質 1 時間と改めた。その他は昨年と同じ。

**⑥ 被収容者の食事については、昨年と比べて変わったことがあれば回答してください。**

《**昨年の回答**》

2010 年 10 月 18 日から牛肉を含む食材の使用が認められ、提供できるメニューが増した。朝食のパンが冷たいので改善してほしいとの要望を受け、温かいパンを提供できるようにした。

《**今年の回答**》

朝食のパンは食パンのみだったが、バリエーションをつけて欲しいとの希望があり、検討の結果 4 月下旬からコッペパンを 10 日おきに提供。5 月下旬から、ご飯が冷めにくいよう発砲スチロール製保温箱を使用している。

**⑦ 面会者は 2010 年に延べ何名くらい被収容者と面会していますか。**

《**昨年の回答**》 ・2010 年 1362 名

《**今年の回答**》 ・2011 年 延べ 1259 名

**外国人への国籍差別**

**外国人生活保護受給者への国民年金保険料法定免除除外の問題**

中島 眞一郎(コムスタカー外国人と共に生きる会)

**はじめに**

在住外国人への社会保障の適用は、国籍条項を理由とした排除から国籍条項の撤廃による適用へ拡大していきます。1977 年の国際人権規約の批准、1981 年の難民条約批准後、日本

の社会保障制度は、社会保障制度の内外人平等の原則が求められるようになり、日本政府は「国籍要件」撤廃の必要性に迫られました。

1982年には、児童手当法、児童扶養手当法、国民年金法等が、1986年には国民健康保険法の「国籍要件」が撤廃されました。現在では、原則として三月を超える(三月を超える在留が見込める場合を含む)在留期間のある正規の在留資格を有する在留外国人には、日本人と同じように社会保障の適用があります。但し、生活保護法には、国籍条項が残っています。1946年に制定された生活保護法には、国籍条項はありませんでしたが、全面改定された1950年制定の現行生活保護法には国籍条項があり、外国人には適用されないとされています。

一方で、生活に困窮する外国人には、1954年の厚生省社会保険局長通知を根拠に、行政措置として生活保護法が準用され、日本人と同じ認定基準で1954年以降、外国人の生活保護が認められてきました。実務上は、外国人が生活保護を市区町村に申請すると、認められる場合にも生活保護法の国籍条項を理由に申請は却下される決定書が交付され、かつ1954年の通知を根拠に生活保護がみとめられ、その給付額が決定された決定書が交付されます。

また、厚生労働省は1990年から外国人の生活保護の対象を、入管特例法の特別永住者と入管法の別表2(永住者・定住者・日本人配偶者等身分関係によって認められる在留資格)の在留資格を有する「定住外国人」に限定するようになりました。

生活保護受給者のうち日本人と外国人の違いに対して厚生労働省は、「申請して不許可となった場合や支給金額の決定に不服がある時には、日本国民には行政不服審査請求など不服申立制度が認められるが、外国人には不服申立てができないという違いがあるが、それ以外の保護の内容については違いはない」(平成24年7月4日 社援発0704第4号厚生労働省社会・援護局長「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」の一部改正などについての(通知)より)とする取り扱いがこれまでなされてきました。

## 1、問題の発覚

2012年8月6日付の日本年金機構による疑義照会への回答により、新たに外国人生活保護受給者の国民年金保険料の法定免除の適用除外問題が発生してきました。

熊本市在住の外国人に、熊本市の生活保護課から今年8月から生活保護申請が措置により受給が認められました。来日後数年経過しているが国民年金に加入していなかったため、生活保護課から国民年金課に申請して年金番号を登録できるようにしてほしいといわれ、熊本市の国民年金課に申請しました。そのときの説明では、生活保護の受給がみとめられているので、国民年金保険料の法定免除がみとめられるため保険料は請求されないという説明でした。これまで、外国人生活保護受給者にも法定免除が認められる運用がなされていました。ところが、9月上旬に外国人には生活保護法の適用がなく、行政措置に基づくものにすぎないので、法定免除

は適用されないという通知が国民年金課から連絡があったということで、一般免除の申請を国民年金課へ提出してほしいといわれました。

## 2、熊本市国民年金課の説明

熊本市国民年金課に行き、法定免除の適用除外の意味の説明を聞きに行きました。担当職員によると同年9月6日(各)市(区)町国民年金課長あてに、熊本西年金事務所国民年金課長名で、日本年金機構本部から、疑義にかかる回答があったので、「外国人にかかる国民年金法第89条第二号の適用について」という題名の通知が送られてきたというものでした。

### 疑義照会回答の概要

(問)外国人が生活保護に準じた生活扶助を受給している場合は、国民年金法第89条二号に該当するものとして取り扱うかことが可能か

(答え)外国人に対する生活の保護の給付については、生活保護法に根拠を有さずに、行政措置として生活保護上の保護の決定実施にかかる取り扱いに準じて給付を行っている者であるから、当該通知に基づく保護を受けている外国人には、「生活保護法による生活扶助その他の援助であって厚生労働省令で定めるもの」に該当するとされた国民年金法第89条第二号に規定する法定免除には該当しないものである。つまり「行政措置として認められていた外国人の生活の保護の給付について、これまで受給期間中は、国民年金保険料の法定免除(国民年金法第89条第二号に規定する法定免除)に該当するとしていた取り扱いが、この通知により今後該当しないものとして取り扱いに変わり、行政措置にすぎない外国人の生活の保護の受給者は、国民年金保険料の法定免除はなく一般免除(前年所得に基づいて決められ、4段階の免除がある)として免除申請することが必要になった」

## 3、熊本西国民年金事務所の説明

九州内のある自治体(長崎県佐世保市)からの問い合わせの問題に関して、疑義照会がなされ、同年8月10日に国民年金機構から回答があった。この回答に対する国民年金機構の見解は従来通りの見解を伝えたもので、特に取り扱いを変えるものではない」とのことで、市町村で法定免除の取り扱いをしているところがあるので、この回答を受けて、実務運用が異なっているところがあるので、この回答の見解に沿った運用になるように国民年金機構九州ブロックとして、各市区町村へ通知することになった。熊本西年金事務所として、国民年金課長名で市区町村の国民年金課長あてに2012年9月6日付で通知を提出した。九州内について、通知の日には統一されていないと思われるが、同様な通知が出されているはずである

今回の通知は、国民年金機構から全国的に指示があって通知が出されたものではなく、自治体(長崎県佐世保市)からの疑義照会への回答を受けて、国民年金機構九州ブロックとして、本部の回答を受けて通知した。なお、これまでその回答通りの運用が行われていない実情や、これ



まで外国人生活保護受給者ですすでに法定免除扱いとなっている外国人に関して今後どのように取り扱うのか、現在九州ブロックとして本部に疑義照会している というものでした。

#### 4、日本年金機構本部と厚生労働省の見解

九州内では、2012年9月上旬ごろから各地の年金事務所より各市町村の国民年金課長あてに通知が送られ、これに基づいて外国人生活保護受給者に国民年金保険料の法定免除を認めず、一般免除の申請に取り扱いが変更されていっていました。しかし、九州外では通知が出されていないところもあり、バラバラの対応になっていました。この通知は、2012年8月10日付の疑義照会に対する国民年金機構の回答(当然、厚生労働省とすり合わせて行われたものである)、「従来からの見解を述べたもので、特に取り扱いを変更したわけではない」を根拠になされています。しかし、それを根拠づける通知文書や疑義照会への回答など過去一度も出されていなかったとされています。

日本国民年金機構本部(及び厚生労働省)は、全国の市区町村や各地の地方年金事務所で、少なくとも1982年の国民年金法の国籍条項が削除され国民年金への外国人の加入がみとめられて以降、長年外国人生活保護受給者に法定免除が認められる取扱いが行われていることを知らなかったということになります。

#### 5、共同通信の全国配信記事

この問題について関心のあった共同通信社の原真記者が、厚生労働省や日本年金機構本部や全国の外国人の多く住む自治体の外国人生活保護受給者の国民年金保険料の取り扱いについて取材・調査した記事が全国配信され、全国各地の地方紙が2012年10月16日の夕刊や翌17日の朝刊で、「事実上の運用変更」「国籍差別」問題として大きく報道しました。

#### 6、厚生労働省の新たな通知

この報道後の反響の大きさや批判を受けて、厚生労働省は、各地の年金事務所や各自治体の年金保険担当機関に対して「「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(通知)に基づく保護を受けている外国人の国民年金保険料免除の申請取扱いについて」というタイトルで、平成24年10月26日付、厚生労働省年金局事業管理課長名で、地方厚生(支)局 年金調整(年金管理)課長あてに発しました。この通知の内容を要約すると、以下のような内容でした。

##### 一、免除の申請に対する具体的な取扱い

保護受給外国人からの国民年金保険料免除申請については、国民年金法(以下「法」という)第90条第一項第5号及び国民年金法施行規則第77条の7第4号を適用して差し支えないこと。(以下、省略)

##### 二、過去に法定免除としてとり扱った者への対応(要旨)

(1)平成 24 年7月以降、保護受給外国人に対して法第 89 条第一項第2号の法定免除を適用している場合は、改めて法第 90 条に基づく免除の申請が必要である

(2)平成 24 年6月以前に保護受給外国人に対して、法第 89 条第一項第2号の法定免除を適用している場合には、(以下中略)その取扱いについて検討しており、対応が決まり次第、おって連絡する。

### 参考

○ 年金法第 89 条第一項第2号(日本人保護受給者へ適用)

「生活保護法による生活扶助その他の援助であって厚生労働省令で定めるもの」

○ 国民年金法第 90 条第一項第5号(外国人保護受給者に適用)

「保険料を納付することが著しく困難である場合として、天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき」

### 7. まとめ

厚生労働省の新たな通知のように外国人生活保護受給者は、国民年金保険料の法定免除ではなく一般免除申請扱いとするが、一律全額免除とすることになっても、この問題が解決するわけではありません。外国人生活保護受給者への一般申請させたいうえで国民年金保険料の全額免除の一律適用は、保険料負担がなくなる点では同じでも、日本人受給者と外国人受給者を差別的に扱うとい内外人平等原則に反します。

厚生労働省の新たな通知による修正による解決ではなく、

ア、疑義照会 2012 年8月 10 日当初回答の撤回

(佐世保市の疑義照会で、佐世保市も期待していた「法定免除の適用ができる」という回答の見解とすることでの解決)

イ、省令で、法定免除が可能という内容に改正する。

ウ、生活保護法の国籍条項を撤廃する。

以上3つの異なる次元での解決が可能で今回の問題で明らかになった。

①「国の自治体で行われていた法定免除扱いとするとの見解が、1982 年の国民年金法の国籍条項撤廃時ではなく、30 年以上経過した 2012 年8月に突然出されたのか。

②1982 年の国民年金法の国籍条項撤廃以降、30 年間余り、厚生労働省や日本年金機構が本当にその実態を知らなかったのか、もし、知らなかったとすれば、行政として、なぜそのようなことがおこりえたのか、知っていたとすれば、なぜ放置していたのか。

が疑問として残ります。

今回の一連の動きの背後に国民年金法の国籍条項の撤廃(内国民待遇の受け入れ)という方向と逆の「外国人生活保護受給者への差別的取扱いを強化する」方向での力が働いていると思

われます。

今回の問題は、共同通信配信記事を、全国各地の地方紙が「国籍差別」問題として大きく取り上げたことにより、今のところその流れを押し戻す効果をあげ、生活保護法の国籍条項の問題を顕在化する効果を上げました。しかし、今後とも外国人生活保護問題は生活保護制度全般の見直しが議論されているなかで、かつての外国人犯罪問題と同じように排斥のターゲットとして焦点化してくると思います。

.....

## 全国ネットワークからの報告 移住連の NPO 法人化について

全国ネット 共同代表 岩本 光弘

1997 年に結成された全国ネットワークも、15 年過ぎました。設立するときに様々な意見が出されましたので、規約に当たる申し合わせ事項も緩やかなものでスタートしました。しかし年月が過ぎるうちに活動内容も広がり、各地の団体の参加によって、国内では全国のネットワークを代表する組織として認識されるようになりました。一方で国際的な活動にも大学の研究者を中心に出来る範囲で参加してきた結果、外国の支援組織からは、移住連が日本のナショナルセンターという位置づけで評価されるようになりました。活動範囲が広がってきたため、事務局の業務も多忙になりました。それに伴って資金面でも厳しい状況になっています。また、国連人権委員会などの国際機関からは、任意団体のネットワークではなく、組織的な裏付けを求められるようになってきました。そのため昨年9月の運営会議以降、移住連の NPO 法人化の必要性について論議を進めてきました。12 月には共同代表会議も開催し、2月の運営会議で本格的な準備を進めることが決まりました。次回の論議は 4 月に名古屋で予定されている運営会議で、長い時間を取って議論をすることが決まりました。

.....

## 全国フォーラムが開催されます

2年ごとに開催している全国フォーラムが、6月15日・16日2日間、神戸で開催されることになりました。現在、地元の神戸で組織された実行委員会で準備が進んでいます。

4月にはお知らせが全国に配布されますが、今回は神戸ですから、九州からも近い場所です。九州地区からも多くの人の参加を待っています。

**\* 期日 6月15日(土)・16日(日)**

**\* 場所 甲南大学 (阪急線の沿線です)**

## 移住労働者と共に生きるネットワーク九州

### ゆるやかなネットワークのもと、活動の強化と展開を目指し連携協力体制を築きます

このネットワークは、日本で暮らす移住(外国人)労働者やその家族の人権擁護や自立への支援を目的として九州で活動する団体や個人があつまり、1998年5月に発足しました。このネットワークでは、各団体や個人の主体的活動を尊重しあう緩やかなネットワークのもと、相互の情報交換や具体的なケースでの協力、共通する課題への協働行動を行うこととしています。

私たちは、様々な国籍の人たちから相談や支援を求められています。その活動を続けていくために、多くの人たちが私たちと共に活動に参加していただくことを願っています。

何か1つでも出来ることがありましたら、どなたでも結構です。ぜひとも私たちの活動に協力や参加していただける方を求めています。お待ちしております。

### ※団体会員名簿

2013年3月9日現在

\*アジア女性センター \*アジアに生きる会・ふくおか \*移住(外国人)労働者問題を考える医療従事者の会 \* (株)インターアジア \*外国人技能実習生権利ネットワーク・北九州  
\*カトリック福岡教区正義と平和協議会 \*コムスタカー外国人と共に生きる会 \*多文化共生センター・北九州 \*バプテスト社会委員会 \*美野島司牧センター

### ※賛助団体

\*外国人と手をつなぐ会 \*久留米信愛修道院 \*ソルト・パヤタス  
\*日本カトリック難民移住移動者委員会 (東京都)

※個人会員 53名 (内賛助会員 31名)

## 九州ネットの財政状況についてのごお願い

九州ネットが結成されて15年過ぎました。これまで九州ネットは基本的に会員の会費で運営してきましたが、その間、いろいろな方や団体からのカンパなどを頂き、これまで活動を続けることができました。特に、ニューズレターの発行は今号で44号となり、私たちの活動を皆様へ報告することができました。一方で、全国ネットワークの活動への参加も継続し、委員の派遣も行いました。

ところが、数年前から会員数やカンパが減って財政が厳しくなっています。今のままでは来年以降の見通しがたちません。そこで皆様にごお願いがあります。

会員になっていただき九州ネットを支えていただける団体や個人はいませんか。また、カンパなどを出していただける団体や個人はいませんか。これからの厳しい状況を乗り切るために、皆様のご協力をお願いします。会費は、団体会費・年間一万円、個人会費・年間五千円、賛助会員、団体会費・五千円、個人会費・三千円です。